件 名	愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例		
主 管 課	自然保護課		
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)		
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令		
	第28号)		

## 【制定の概要】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)により鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)の一部が改正されたことに伴い、鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定めるため、この条例を制定するものである。

## 条例で定める標識及び寸法

標識	寸法	
鳥獣保護区	制札	縦 36cm 以上、横 45cm 以上
· 宗武体设位	標柱	地上 200cm 以上、太さ 1 辺 9 cm 以上
   鳥獣保護区 特別保護地区	制札	縦 36cm 以上、横 45cm 以上
病部体验区 特别体验20区 	標柱	地上 200cm 以上、太さ1辺9 cm 以上
鳥獣保護区 特別保護指定区域	制札	縦 70cm 以上、横 90cm 以上
/± XW CZ	制札	1 辺 30cm 以上
<b>休猟区</b>	標柱	地上 120cm 以上、太さ 1 辺 9 cm 以上
指定猟法使用禁止区域	制札	1 辺 30cm 以上
性字磁目体巴林上区域	制札	縦 36cm 以上、横 45cm 以上
特定猟具使用禁止区域 	標柱	地上 200cm 以上、太さ 1 辺 9 cm 以上
特定猟具使用制限区域	制札	1 辺 30cm 以上

根拠法令と同じ基準としている。

施 行 日 平成 24 年 10 月 23 日

## 【その他参考事項】